

## 東北地方太平洋沖地震で被災された皆様に 心よりお見舞い申し上げます

このたびの地震により、様々な措置が発表されています。

### ● 雇用調整助成金（中小企業雇用安定助成金含む）

当助成金は、経済上の理由により事業活動が縮小した場合に、労働者の雇用を維持するために休業を実施し、休業に係る手当（休業手当等）を労働者に支払った場合、その一部を助成する制度です。

このたびの地震に関係し、以下の事由も『経済上の理由』として取り扱うこととされました。

- 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客が無い等のため事業活動が縮小した場合。
- 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり生産量が減少した場合。
- 非難指示など法令上の制限が解除された後においても、風評被害により観光客が減少したり、農作物の売上げが減少した場合。
- 計画停電の実施を受けて、事業活動が減少した場合。

さらに、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所については、特別な取り扱いが定められています。

#### 【注意事項】

※ 東北地方太平洋沖地震を直接的な理由（避難勧告・避難指示等法令上の制限を理由とするもの等）とした事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当せず本助成金の対象になりません。

（厚生労働省 当助成金情報掲載 HP）<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a-top.html>

### ● 計画停電に伴う休業と休業手当について（厚生労働省作成Q&Aより）

Q 今回の地震に伴って計画停電が実施され、停電の時間中を休業とする場合、労働基準法第26条の休業手当を支払う必要はあるのでしょうか。

A 今回の地震に伴って、電力会社において実施することとされている地域ごとの計画停電に関しては、事業場に電力が供給されないことを理由として、計画停電の時間帯、すなわち電力が供給されない時間帯を休業とする場合は、原則として労働基準法第26条に定める使用者の責に帰すべき事由による休業には該当せず、休業手当を支払わなくても労働基準法違反にならないと考えられます。

（厚生労働省 その他Q&A掲載 HP）<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015xei.html>

### ● 平成23年度健康保険被扶養者資格の再確認業務を延期

全国健康保険協会（けんぽ協会）では、当初平成23年5月より健康保険被扶養者の資格について再確認業務を実施する予定でしたが、今回の地震の影響によりその実施をいったん延期することとしました。今年度中の実施及び実施する場合の時期については、今後の状況を検討して決定されます。

### ※その他情報掲載HP（随時新情報がアップされていますので、ご利用下さい。）

厚生労働省災害対策本部 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014ih5.html>  
災害関連情報リンク集 <http://www.e-g ov.go.jp/link/disaster.html>